

令和3年9月1日  
自動車局貨物課

## 「中継輸送の取組事例」を募集します

### ～中継輸送で実現するトラックドライバーの働き方改革～

中継輸送は長距離運行を複数のドライバーで分担し、日帰り勤務が可能となる輸送形態であり、労働負担の軽減や担い手の拡大に繋がります。

国土交通省では、中継輸送の取組事例を公表し、更なる普及を促進するため、各事業者で取り組まれている中継輸送の取組事例を広く募集します。

#### 【背景】

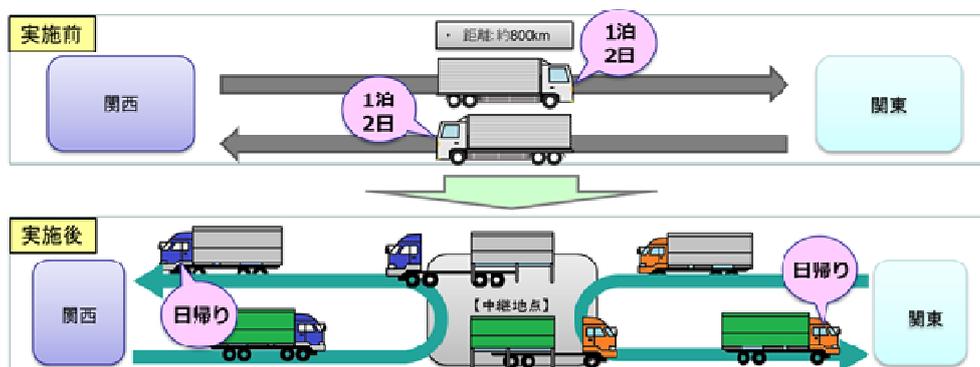
- 平成30年7月に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」において、長時間労働の是正を図る観点から、時間外労働について罰則付きの上限規制が導入されることとなり、自動車の運転業務についても、令和6年4月1日から、年960時間の上限規制が適用されることとなりました。
- 上限規制を遵守しながら現在と同水準の物流を確保するためには、生産性向上や長時間労働の改善等の働き方改革に向けた取組みを速やかに実施する必要があります。
- 国土交通省では、働き方改革につながる中継輸送の取組事例を広く募集し、事例集として周知することにより、中継輸送のさらなる普及促進を図ります。

#### 【募集内容】

- 募集対象者：中継輸送を実施している事業者の方（荷主・運送事業者等）
- 募集期間：令和3年9月～令和4年2月末
- ご応募及び「応募要領」のご確認は、以下 URL よりお願いします。

URL：[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk4\\_000110.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000110.html)

#### 【中継輸送のイメージ】



#### 【参考】

これまでの中継輸送取組事例集：

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001325036.pdf>

#### 【問い合わせ先】

自動車局貨物課 池澤、早川

代表：03-5253-8111（内線 41-313） FAX：03-5253-1637